

# 令和 8 年度

市民税  
県民税  
森林環境税

# 特別徴収のしおり

## 目次

●市民税・県民税・森林環境税の納入について	1
●特別徴収義務者の名称等の変更届け出について	2
●市民税・県民税・森林環境税の課税について	2
●市民税・県民税・森林環境税の計算方法	3
●退職所得の分離課税に係る特別徴収について	4
●納税義務者の異動（転勤・退職等）の届け出について	4
●給与所得者異動届出書の記入のしかた	5
●特別徴収切替依頼書について	6
●その他注意事項	6

## 兵庫県三田市

〒669-1595

三田市三輪2丁目1番1号

三田市役所税務課市民税係

TEL 079-559-5053(直通)

FAX 079-563-5697

■ 転勤・退職等があった場合は、早急に「給与所得者異動届出書」の提出をお願いいたします。給与所得者異動届出書には必ず指定番号を記入してください。（納税義務者が出国される場合は、市に納税管理人の届出をする等のご案内をお願いします。）

■ 残税額の一括徴収について

◇給与所得者が6月1日～12月31日までの間に退職された場合

本人の申出により残税額を一括徴収してください。

◇給与所得者が1月1日～4月30日までの間に退職された場合

残税額を超える退職手当等を支払う場合は、本人の申出の有無にかかわらず、残税額を一括徴収してください。

■ 新たに特別徴収する納税義務者を追加する場合は、「特別徴収切替依頼書」の提出をお願いいたします。

（既に納期限を過ぎていた普通徴収の市民税・県民税・森林環境税は特別徴収に切替えられませんのでご注意ください。）

26 税 2-002B5

## 令和 8 年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収について

平素は、本市税務事務につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度分の「給与所得等に係る市・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書」をお送りしますので、この「特別徴収のしおり」の各事項にご留意いただきますようお願いいたします。

## □市民税・県民税・森林環境税の納入について

### 1 月割額の徴収

別紙「市・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書」の月割額を各月に支払われる給与から徴収してください。

また、特別徴収税額通知書の納税義務者用はミシン目から切り離して納税義務者に交付し、特別徴収義務者用は特別徴収義務者において保管してください。退職等により納税義務者用が交付できない場合は、給与所得者異動届出書とともに、通知書も返送してください。

### 2 月割額の納入期限

徴収した月割額は、納入書の当該月分に納入金額をご記入のうえ、翌月の10日（日曜日、祝日の場合は翌日、また土曜日の場合はその翌々日）までに納入してください。

〈令和8年度特別徴収月割額の納期限〉

徴収月	納期限
6月分	令和8年 7 / 10 (金)
7月分	令和8年 8 / 10 (月)
8月分	令和8年 9 / 10 (木)
9月分	令和8年 10 / 13 (火)
10月分	令和8年 11 / 10 (火)
11月分	令和8年 12 / 10 (木)
12月分	令和9年 1 / 12 (火)
1月分	令和9年 2 / 10 (水)
2月分	令和9年 3 / 10 (水)
3月分	令和9年 4 / 12 (月)
4月分	令和9年 5 / 10 (月)
5月分	令和9年 6 / 10 (木)

#### お願い

本市では、税額変更を考慮し、納入金額を印字していない納付書をお送りしています。お手数ですが「給与分（一括徴収分を含む）」と「合計額」に納入金額のご記入をお願いします。

### 3 延滞金について

納期限を過ぎて納入される場合には、次の割合で計算した延滞金を本税（特別徴収税額）とあわせて納入書の指定欄に記入し、納入してください。

#### ○延滞金

納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じて、次の割合で計算した延滞金がかかります。

- ・当該納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間  
……………地方税法に定める率（年7.3%が上限）
- ・その後の期間  
……………地方税法に定める率（年14.6%が上限）

\*延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数がある場合、またはその税額の全額が2,000円未満である場合は、その端数金額またはその全額を切り捨ててください。

また、算出した延滞金額に100円未満の端数がある場合、またはその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額またはその全額を切り捨ててください。なお、年度途中で地方税法が改正された場合は、率に変更されることがあります。

### 4 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を通知した後に調査等により、これを変更する必要性が生じた場合には、税額を変更し、別途「市・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書」をお送りします。この場合には、その変更通知書に記載された変更後の税額を徴収してください。

### 5 退職者の残税額一括徴収制度

納税義務者が退職した場合、残税額をまとめて徴収し、納入していただく一括徴収制度をご活用ください。なお、退職の日が1月1日から4月30日の場合は一括徴収制度が義務づけられています。

### 6 給与所得以外の所得にかかる所得割額

納税義務者のうち配当所得、不動産所得、事業所得などの給与所得以外の所得がある場合で、申告期限内に申告している方は、一部を除いて給与所得と合算して課税されています。

### 7 特別徴収税額の納期の特例

給与の支払いを受ける人が常時10人未満の場合は、毎月徴収した税額を年2回の納期に納入することができる制度があります。

この制度の適用には申請が必要となります。詳細についてはお問い合わせください。

## 8 納入場所 ※変更となる場合があります

- 三井住友、池田泉州、みなとの各銀行の本店・支店、  
尼崎信用金庫、中兵庫信用金庫、日新信用金庫、兵庫県信用組合、  
兵庫六甲農業協同組合の本店・支店
- ゆうちょ銀行・郵便局  
近畿2府4県（兵庫県・大阪府・京都府・奈良県・滋賀県・和歌山県）  
にあるゆうちょ銀行・郵便局  
上記以外の三田市指定のゆうちょ銀行・郵便局  
本しおりに綴られている「指定通知書」をゆうちょ銀行・郵便局  
へ提出してください。
- 三田市役所会計課（但し9時～11時、12時～15時は会計課事務室  
内の銀行窓口）、フラワータウン市民センター、広野市民センター、  
ウッディタウン市民センター、藍市民センター、高平ふるさと交流セン  
ター、さんだ市民センター、有馬富士共生センター、ふれあいと創造  
の里

## 9 納入書の記入方法について

本市の市県民税納入書は、OCR（光学文字読取装置）により処理  
するため、次の点に注意して記入してください。

- (1) 用紙を折ったり曲げたり、よごしたりしないでください。
- (2) 黒のボールペンで記入してください。
- (3) 金額の頭に¥記号を絶対に記入しないでください。
- (4) 数字は記入例に従って記入してください。
- (5) 数字は所定の枠からはみ出さないよう注意してください。
- (6) 必ず合計額欄も記入してください。

### 〈数字記入例〉

- 良い例 

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
- 悪い例 

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上を離さ  
ない  
カギを  
つけ  
ない  
まるめ  
ない  
上を  
ふさ  
が  
ない  
横線  
を出  
さ  
ない  
横線  
を出  
さ  
ない  
上につ  
き  
出た  
り  
す  
る  
ど  
く  
し  
ない  
離さ  
ない

## □特別徴収義務者の名称等の変更届け出について

特別徴収義務者の所在地や名称等が変わった場合は、この「特別徴収のしおり」に綴られている「特別徴収義務者名称・所在地・送付先等変更届」を記入のうえ、ご提出ください。

## □市民税・県民税・森林環境税の課税について

### 1 納税義務のある人

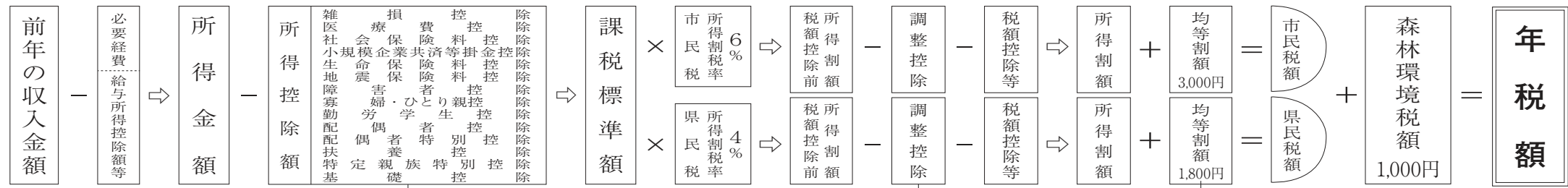
令和8年1月1日（賦課期日）現在において、三田市内に住所を有する人で前年中に所得のあった人。

### 2 課税されない人 ※非課税判定の扶養親族の数には、年少扶養親族も含む。

- (1) 所得割額がかからない人
    - ・前年の総所得金額等の合計額が次により計算した金額以下の人。  
同一生計配偶者や扶養親族がいる場合  
 $35\text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数}) + 42\text{万円}$   
同一生計配偶者および扶養親族がいずれもない場合 45万円
    - (2) 均等割額も所得割額も森林環境税額もかからない人
      - ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人。
      - ・障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人。
      - ・前年の合計所得金額が次により計算した金額以下の人。  
同一生計配偶者や扶養親族がいる場合  
 $28\text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数}) + 26\text{万}8\text{千円}$   
同一生計配偶者および扶養親族がいずれもない場合  
38万円（給与収入のみの場合、年収103万円以下）
- ※給与所得が38万円以下であっても、給与所得以外の所得（公的年金等にかかる雑所得、不動産所得など）がある場合は、それぞれの所得を合算した合計所得金額が38万円を超えると課税になります。

# 市民税・県民税の計算方法

市民税・県民税は均等割額と所得割額の合計額で、均等割額は定額、所得割額は前年中の所得金額を基礎として次の図式のとおり計算します。  
 ※令和6年度から、森林環境税（国税）年額1,000円が市・県民税の均等割と合わせて賦課徴収されます。



## 所得から差し引かれる控除額

控除項目	控	除	額
雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%) 又は (災害関連支出の金額－5万円) のうちいずれか高い方の金額		
医療費控除	① 従来の医療費控除	(支払った医療費の総額－保険金等で補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額×5%又は10万円のいずれか低い額) 最高限度額200万円	
	②セルフメディケーション税制(特例)	(支払ったスイッチOTC医薬品の購入費用－保険金等で補てんされる金額)－1万2000円 最高限度額8万8000円	
社会保険料控除	支払った社会保険料の全額		
小規模企業共済等掛金控除	支払った小規模企業共済制度に基づく掛金等の全額		
生命保険料控除	新契約(平成24年1月1日以降に締結した契約)		
	①12,000円以下……………支払保険料等の全額		
	②12,001円～32,000円…支払保険料等×1/2+ 6,000円		
	旧契約(平成23年12月31日以前に締結した契約)		
	①15,000円以下……………支払保険料等の全額		
	②15,001円～40,000円…支払保険料等×1/2+ 7,500円		
	③32,001円～56,000円…支払保険料等×1/4+14,000円		
	④56,001円以上……………28,000円		
	④70,001円以上……………35,000円		
	※合計適用限度額 70,000円		
	[新一般生命保険料控除+旧一般生命保険料控除] (限度額28,000円)		+ [介護医療保険料控除] (限度額28,000円)
	[旧一般生命保険料控除のみ] (限度額35,000円)		+ [新個人年金保険料控除+旧個人年金保険料控除] (限度額28,000円)
	[旧個人年金保険料控除のみ] (限度額35,000円)		+ [介護医療保険料控除] (限度額28,000円)
	※新契約の計算方法による		
地震保険料控除	地震保険契約の支払保険料		
	①50,000円以下の場合……………支払保険料の1/2		
	②50,001円以上の場合……………25,000円 (最高25,000円)		
	旧長期損害保険契約の支払保険料		
	①5,000円以下の場合……………支払保険料の全額		
	②5,001円以上15,000円までの場合……………支払保険料の1/2+2,500円 (最高限度額25,000円)		
	③15,001円以上の場合……………10,000円 (最高10,000円)		
	※旧長期損害保険契約は、平成18年末までに契約を締結したものに限る。		
障害者控除	普通障害者1人につき……………260,000円		
	特別障害者1人につき……………300,000円		
	同居特別障害者1人につき……………530,000円		
寡婦控除	260,000円		
ひとり親控除	300,000円		
勤労学生控除	260,000円		
配偶者控除	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
	33万円	22万円	11万円
控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
扶養控除	配偶者の合計所得金額(給与所得のみの場合の給与収入金額)		
	納税義務者の合計所得金額(給与所得の場合の給与収入金額)		
	900万円以下(1,095万円以下)	900万円超950万円以下(1,145万円超1,195万円以下)	950万円超1,000万円以下(1,145万円超1,195万円以下)
	58万円超100万円以下(123万円超165万円以下)	33万円	22万円
	100万円超105万円以下(165万円超170万円以下)	31万円	21万円
	105万円超110万円以下(170万円超175万円以下)	26万円	18万円
	110万円超115万円以下(175万円超180万円以下)	21万円	14万円
	115万円超120万円以下(180万円超185万円以下)	16万円	11万円
	120万円超125万円以下(185万円超190万円未満)	11万円	8万円
	125万円超130万円以下(190万円超197万円未満)	6万円	4万円
	130万円超133万円以下(197万円超201万円未満)	3万円	2万円
	1万円	1万円	1万円
	特定(16歳～18歳23歳～69歳)	330,000円	老人(70歳以上)
1人につき	450,000円	年少(16歳未満)	0円
基礎控除	納税者本人の合計所得金額		
	2,400万円以下……………43万円		
	2,400万円超2,450万円以下……………29万円		
	2,450万円超2,500万円以下……………15万円		

※年少扶養親族(16歳未満)は所得控除の対象ではありませんが、扶養親族の数には含まれます。

## 調整控除

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

合計課税所得金額が200万円以下の者

次の①と②のいずれか小さい額の5% (県民税2%、市民税3%)に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の者

①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額

②下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

③合計課税所得金額から200万円を控除した金額

※合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額のごとくで、長期譲渡所得金額等の分離課税に係る課税所得金額は含まれません。

控除の種類	金額			
障害者控除	普通 1万円			
	特別 10万円			
	同居特別 22万円			
寡婦控除	1万円			
ひとり親控除	父 1万円			
	母 5万円			
勤労学生控除	1万円			
控除の種類	金額			
納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超	950万円超	
	5万円	4万円	2万円	
	5万円	4万円	2万円	
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円
扶養控除	一般	5万円	老人 10万円	
	特定	18万円	同居老親等 13万円	
基礎控除	5万円			

## 配当控除

課税所得金額の種類	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%

## 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額  
 ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む)又は特例特別特例取得に該当する場合には「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額  
 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)  
 ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前)の金額  
 ※令和7年度法制改正で所得税の基礎控除が引き上げられたことに伴い、控除上限額の算定方法に変更がある予定です。(変更が決定した場合は市ホームページに掲載)

## 寄附金控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合(総所得金額等の合計額の30%を上限)  
 1 都道府県、市町村もしくは特別区に対する寄附金(ふるさと納税)  
 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金  
 3 兵庫県が条例で指定した団体に対する寄附金  
 4 三田市が条例で指定した団体に対する寄附金

〔税額控除額の計算方法〕 下記の①と②の合計額を税額控除  
 ① 基本控除額 市民税 [寄附金－2千円]×6%  
 県民税 [寄附金－2千円]×4%  
 ② 特例控除額 (ふるさと納税をした場合の上乗せ)  
 市民税 [都道府県、市町村もしくは特別区に対する寄附金－2千円]×[90%－(0～45%×1.021)]×3/5  
 ↑  
 (寄附者に適用される所得税の限界税率)  
 県民税 [都道府県、市町村もしくは特別区に対する寄附金－2千円]×[90%－(0～45%×1.021)]×2/5

※②の所得税の限界税率は市県民税の課税所得額から人的控除差額を差し引いた金額により求めた税率です。  
 令和7年度法制改正で所得税の基礎控除が引き上げられたことに伴い、今後特例控除額の算定方法に変更がある予定です。(変更が決定した場合は市ホームページに掲載)  
 ※②の額は、市県民税所得割額の2割が限度  
 ※ふるさと納税ワンストップ特例申請書の提出による寄附金控除が適用される場合は、所得税における控除額相当の申告特例控除額が加算されます。  
 ※令和元年6月1日より、総務大臣が定める一定の基準に適合した自治体以外への寄附金については、寄附金税額控除のうち「特例控除」及び「申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)」を受けることができなくなりました。

## 外国税額控除

## 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

市民税3/5 県民税2/5

※配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、上記計算式の所得割額より控除し、控除しきれない分は、均等割に充当、森林環境税に委託納付され充当又は委託納付できなかった額については還付します。  
 ※分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。

## □退職所得の分離課税に係る特別徴収について

退職所得（退職手当、一時恩給、その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与）に係る市民税・県民税については、所得税と同じく他の所得と区別して、退職手当等の支払われる月に特別徴収していただくことになっています。

### 1 納税義務のある人

退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在、三田市内に住所を有する人。

### 2 退職の分離課税に係る所得割の計算

その年中の退職手当等の収入金額から、退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額に、市民税及び県民税の税率を乗じて算出した金額が、分離課税に係る所得割額です。退職所得に係る市県民税の税率は、一律10%（市民税6%、県民税4%）です。

なお、勤続年数5年以下の法人役員等は、退職所得控除額を控除した残額に、税率を乗じて算出します。

また、勤続年数5年以下の役員等以外の者は退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円以下の部分のみ2分の1として、税率を乗じて算出します。

### 3 退職所得控除額の計算

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（最低80万円）
20年を超える場合	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

なお、退職手当等の支払いを受ける人が在職中に障害者に該当することにより、退職した場合には、上記の金額に100万円を加算した金額が退職所得控除額となります。

\*退職所得控除額は所得税の場合と同様です。

### 4 納入手続

退職手当等を支払う際に所得税と同様に市民税・県民税を徴収し、翌月の10日までに給与分の特別徴収税額と併せて納入してください。

また、納入書の作成に当たっては、必ず「退職所得分」欄に納入税額を記入し、裏面の納入申告書にも必要事項を記入してください。

ただし、納入義務者が個人事業主の場合、個人番号の記入が必要ですので、裏面は記入せず、別途作成した納入申告書を直接三田市へ提出してください。

## □納税義務者の異動（転勤・退職等）の届け出について

### 給与所得者異動届出書の提出

納税義務者が転勤・退職・休職・死亡等の理由によって給与の支払を受けなくなった場合には、別紙「給与所得者異動届出書」に所定事項を記入のうえ、給与の支払を受けなくなった月の翌月の10日までに提出してください。

#### ○転勤の場合（転勤先での特別徴収の継続）

納税義務者が新しい勤務先で特別徴収を希望される場合は、必ず転勤先の担当者と連絡をとり、前述の「異動届出書」に転勤先の特別徴収義務者（新しい給与支払者）の名称・所在地・電話番号等を記入して、異動の発生した月の翌月10日までに提出してください。

#### ○退職者の残税額を一括徴収する場合

##### ・退職日が6月1日から12月31日までの場合

納税義務者から未徴収税額を一括して納めたい旨の申し出があり、かつ翌年の5月31日までに支払われる給与又は退職手当等が残税額を超えるときは、給与又は退職手当等から一括徴収してください。

##### ・退職日が1月1日から4月30日までの場合

給与又は退職手当等が残税額を超える場合は、納税義務者の申し出がなくても、給与又は退職手当等から一括徴収してください。

#### \*一括徴収した税額の納入

一括徴収した税額は、その徴収した月の他の納税義務者の月割額と合計し、納入書の「給与分」欄に記入のうえ翌月の10日までに納入してください。（退職所得分欄に記入しないようお願いします。）

#### ○退職者で残税額の一括徴収をしない場合

退職により残税額のある納税義務者には、後日、三田市から直接本人に残税額の納税通知書が送付されるので、その旨をご説明願います。

\*一括徴収制度は、退職者の納税の便宜を考慮して設けられたもので、納税者の退職に際しましては、この制度をご利用いただきますようお願い申し上げます。

#### ○外国人等の納税義務者が帰国される場合

市民税・県民税を特別徴収により納めていただいている外国人等の納税義務者が、帰国（出国）される場合は、その方の納付手段が煩雑になるなどさまざまな問題が生じる場合があります。該当する方がいらっしゃいましたら、残税額を一括徴収していただくか、帰国される旨を事前にご連絡くださいますようお願いいたします。

受付印  
8

三田市長あて  
市町村民税 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書  
道府県民税  
森林環境税

月割額事前連絡要

※市・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書は、異動届出書を市が受理した月の翌月10日頃発送します。事前に税額を確認する必要がある場合は、お手数ですが上記事前連絡要にチェックをお願いいたします。

給与支払者の法人番号(個人事業主の場合は個人番号)を記入してください。

税額通知書でお知らせした指定番号と宛名番号を必ず記入してください。

提出日を記入してください。

異動された給与所得者の個人番号を記入してください。

異動された給与所得者の氏名(フリガナ)も記入してください。

転居などで、1月1日現在の住所と変更がある場合は、新住所を記入してください。

婚姻、その他の理由で氏名が変更となった場合に記入してください。

税額通知書の年税額を記入してください。

すでに徴収した月分と税額を記入してください。

未徴収の月分と税額を記入してください。

転勤などにより新しい勤務先へ行かれる場合は、その名称、所在地、電話番号、特別徴収指定番号等を記入してください。その場合、右の欄に新しい勤務先の納入書の要不要を☑したうえで、月割額を連絡されているときは、担当者のお名前と月割額、月を記入してください。

一括徴収予定額を何月分で納入するかを記入してください。毎月の分と合算して納入していただいで結構です。

特別徴収することが出来なくなった事由について該当する番号を☐内に記入してください。「6その他」の事由の場合は( )内に簡単に事由を記入してください。

異動後の残税額の徴収方法について該当する番号を☐内に記入してください。

令和 年 月 日 提出		三田市長あて	給与支払者 特別徴収義務者	名称(氏名) 法人番号又は個人番号 所在地(住所)	所属 担当者 氏名 電話	特別徴収指定番号	宛名番号	
給与者	フリガナ 氏名 個人番号 生年月日	新姓	(ア) 特別徴収税額(年税額) 円	(イ) 徴収済税額 月分から 月分まで 円	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 月分から 月分まで 円	異動年月日 年 月 日	異動の事由 <input type="checkbox"/> 1 転職 <input type="checkbox"/> 2 退職 <input type="checkbox"/> 3 死亡 <input type="checkbox"/> 4 休業 <input type="checkbox"/> 5 長欠 <input type="checkbox"/> 6 その他 右から番号を記入	異動後の未徴収税額の徴収方法 <input type="checkbox"/> 1 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 2 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3 普通徴収 記入(本人が納付する)
住所	1月1日現在 異動後	所在地 名称	◎納税者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合には、必ず新しい勤務先に確認したうえで以下の項目を記入してください。		特別徴収指定番号 法人番号 (電話 - - )	納入書 (いずれかに☑してください) <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要(すでに納入勤務所持) <input type="checkbox"/> 不要(銀行サービス利用)	左記転動先(担当 氏)へは月割額 円を 月分(翌月10日納期限)から徴収するよう連絡済です。	受給者番号

一括徴収する場合	<input type="checkbox"/> 1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。	徴収予定月日 月 日	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額) 円	備考 左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。 (※10日が土・日・祝の場合は翌営業日)
	<input type="checkbox"/> 2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。			
一括徴収しない場合	<input type="checkbox"/> 1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。			
	<input type="checkbox"/> 2 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む)			
	<input type="checkbox"/> 3 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。			
	<input type="checkbox"/> 4 死亡による退職のため。			

## □特別徴収切替依頼書について

就職等で新たに特別徴収する納税義務者を追加する場合は、特別徴収切替依頼書の提出が必要です。別紙「市・県民税・森林環境税特別徴収切替依頼書」を、特別徴収開始月の前月10日までに提出してください。

ただし、既に納期限を過ぎている普通徴収の市民税・県民税・森林環境税は、特別徴収に切替えられませんので、ご注意ください。

## □その他注意事項

- 1 納入書は、払い込みの前に所在地、名称、月分、金額等の所要事項をはっきり記入してください。
- 2 納入書を書き損じた場合には、納入書綴りの後ろ2枚が予備の納入書ですので所要事項を記入のうえ使用してください。
- 3 領収証書は、7年間保存してください。
- 4 取扱い金融機関がお近くになく、新たにゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合には、次のページの「ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書」が必要になる場合があります。
- 5 転勤・退職等の異動届出書は忘れずに提出してください。提出が遅れたり、提出がなかった場合は、納税義務者にとって不利益となる場合がありますので、必ず期日までに提出してください。
- 6 異動届出書等を提出していただく際には、必ず特別徴収義務者指定番号を所定の欄に記入してください。

## \*地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」のご利用について

給与支払報告書、特別徴収に係る給与所得者異動届出書、特別徴収義務者の名称所在地等変更届、地方税の納入(共通納税)について、eLTAXがご利用いただけます。

eLTAXについての詳しい内容や利用手続きについては、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

〈お問い合わせ〉

社団法人 地方税電子化協議会

(受付時間 9時～17時 土日祝、年末年始を除く)

ヘルプデスク TEL 0570-081459

## \*三田市ホームページからの届出用紙ダウンロード

以下の様式は、三田市ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

- ・特別徴収切替依頼書
- ・特別徴収義務者名称・所在地・送付先等変更届
- ・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- ・納期特例申請書、納期の特例取消届出書
- ・特別徴収税額通知受取方法変更届出書

三田市ホームページ(<https://www.city.sanda.lg.jp/>)

「くらし・手続き」→「税金」→「市県民税」

## <市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者(事業者)の皆さまへ>

### 1 個人番号の利用目的について

個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の規定に基づき、個人情報取扱事業者は、特定個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的をできる限り特定し、かつそれを本人に通知又は公表しなければならない。また、当該事業者が特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱うことはできないこととされています。

したがって、「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」により提供を受けた個人番号の利用にあたっては、例えば、その利用目的を「給与支払報告書作成事務」や「源泉徴収票作成事務」等、番号法に基づく関係事務の範囲で特定し、かつそれを本人に通知又は公表していることが必要であるとともに、その利用目的の達成に必要な範囲に限って利用する必要があります。

なお、個人情報保護法第20条、第21条及び第23条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第12条により、特別徴収義務者は個人番号の取扱いについて、漏えい防止などの必要な安全管理措置を講ずる必要がありますのでご注意ください。

### 2 特別徴収義務者の個人番号の収集について

個人番号の収集ができていない従業員等については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。

#### ※番号法第6条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする

※必ずご記入ください。

法人番号

指定番号

義務者名	
所在地	(〒 )
連絡者	氏名
	所属係及TEL

令和 年 月 日

令和 年 月 日

三田市長あて

ゆうちょ銀行支店長・郵便局長様

三田市長



特別徴収義務者 名称  
所在地 等変更届  
送付先

つぎのとおり変更いたしますので、お届けいたします。

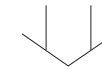
### 指 定 通 知 書

貴行および貴局を地方税法第321条の5第4項および第328条の5第3項の規定に基づいて、当市の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収税額）の取扱銀行および取扱局に指定しましたので通知します。

- 承認番号 貯業2第246号
- 口座番号 01100-5-960096
- 加入者の名称 三田市会計管理者
- 取りまとめ局 大阪貯金事務センター

キ  
リ  
ト  
リ  
セ  
ン

変更前	変更	令和 年 月 日
フリガナ		
名称		
所在地	(〒 )	
送付先	(〒 )	
電話番号	内線	



変更後		
フリガナ		
名称		
所在地	(〒 )	
送付先	(〒 )	
電話番号	内線	